

## 滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月27日(金) 13時53分から15時45分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(15人・議席番号順)

会長	木幡孝雄
会長職務代理者	又村克茂
委員	13人
4. 欠席委員 1人
5. 議事日程
  - 1 会長あいさつ
  - 2 議事録署名委員の指名
  - 3 会期の決定について
  - 4 報告1 一般事務報告について
  - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
  - 6 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 7 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 8 議案4 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
  - 9 議案5 現況証明願について
  - 10 協議1 滝川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について
6. 農業委員会事務局職員

議長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第4回農業委員会総会を開催します。
	本日出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。山口委員より欠席の連絡がありましたので、報告いたします。
	議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	本日の議事録署名委員に5番畠山委員、7番上田委員を指名いたします。
	議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	会期は本日1日限りといたします。
	議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説明員	報告第1号、一般事務報告について説明します。
	(報告第1号について資料により報告)
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。報告第1号については、報告済承認とします。
	議事日程5番、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説明員	議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。今月は中途解約4件です。
	1番、江部乙町 番、登記地目「田」30,463㎡、「畑」7,730㎡、さんとさんの解約です。農地所有者のさんが農地を近隣農業者に売却するため解約するものです。あっせんを予定しており、来季からは近

	<p>隣耕作地の農業者が取得し、耕作する予定です。</p> <p>2番、江部乙町 番、登記地目「田」57,885 m<sup>2</sup>、「畑」1,320 m<sup>2</sup>、さんとさんの解約です。耕作者のさんが老齢、傷病により耕作できなくなったため解約するものです。今月の議案第4号で賃貸借する予定です。</p> <p>3番、江部乙町 番、登記地目「田」8,923 m<sup>2</sup>、さんとさんの解約です。耕作者のさんが今期の収穫を終えたことから、農地を売却するために解約するものです。今月の議案第4号であっせん売買する予定です。</p> <p>4番、南滝の川 番、登記地目「田」3,981 m<sup>2</sup>、さんとさんのJ Aたきかわ転貸の解約です。農地を売却するために解約するものです。今月の議案第4号であっせん売買する予定です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	説明が終わりました。申請番号4番を除く3件について、質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。4番を除く3件について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第1号4番を除く3件について、原案のとおり決定とします。 次に4番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員14：04退室)
議 長	4番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第1号4番については、可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第1号、4番については、原案のとおり決定といたします。委員

	<p>の入室をお願いします。</p> <p>(委員14:05入室)</p>
各委員	
議長	<p>議事日程6番、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は賃貸借権設定1件です。</p> <p>1番、江部乙町 番、地目「田」88,345.6㎡、さんとさんの賃貸借です。所有者で耕作主でもあるさんが老齢、傷病により耕作できなくなったことから近隣耕作者のさんに相談があり、さんではなく、さんの息子のさんが設立した農業法人で3年で反当たり5,000円で賃貸借します。今回の農地取得により面積、収量等増になることから認定農業者の申請を予定しています。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
委員	<p>さんの息子さんは次男ですか。</p>
説明員	<p>次男です。長男はの方です。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑意見を終了いたします。議案第2号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第2号については、原案のとおり決定といたします。</p> <p>議事日程7番、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転10件です。</p> <p>1番、北滝の川 番、現況地目「畑」、譲渡人さん、譲受人さん。転用面積1,103㎡。工業地域内です。転用目的は、経営する中古車販売店の展示保管スペース等の造成です。別添資料21に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。</p>

2番、江部乙町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 2,197 m<sup>2</sup>。第一種中高層地域内です。転用目的は太陽光ソーラーパネル発電の造成です。別添資料 22 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。

3番、東町 番、現況地目「田」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 419 m<sup>2</sup>、第二種中高層住居地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。別添資料 23 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。

4番、北滝の川 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 795 m<sup>2</sup>。準工業地域内、転用目的は雪堆積場、家庭菜園の造成です。別添資料 24 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。

5番、6番は譲渡し人が さんで同じ人で隣接した用地で別々の転用となります。

5番、花月町 番、現況地目「畑」、譲受人 さん。転用面積 1,070.5 m<sup>2</sup>、第一種中高層住居地域内、転用目的は共同個人住宅の建築です。別添資料 25 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。

6番、花月町 番、現況地目「畑」、譲受人 さん。転用面積 1,070.5 m<sup>2</sup>、第一種中高層住居地域内、転用目的は共同個人住宅の建築です。別添資料 26 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。

7番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 81 m<sup>2</sup>。第一種低層住居地域内、転用目的は雪堆積場の造成です。別添資料 27 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。

8番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 539 m<sup>2</sup>、第一種低層住居地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。別添資料 28 に位置図、施設の概要、工期については右側備考

	<p>欄のとおりです。</p> <p>9番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 930 m<sup>2</sup>、第一種中高層住居地域内、転用目的は共同住宅の建築です。別添資料 29 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。</p> <p>10番、大町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 168 m<sup>2</sup>、第二種住居地域内、転用目的は駐車場の造成です。隣接する病院の従業員駐車場として使用します。別添資料 30 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。</p> <p>以上、周辺の農地等への影響はなく、転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
委 員	5番と6番は兄弟ですか。
説 明 員	同じ町の人ですが、兄弟ではありません。5番、6番の建築主がで、オーナー兼管理人という形だと思われます。ちなみに9番の建築主も です。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第3号については、原案のとおり決定といたします。
	議事日程8番、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は貸借権の設定が6件、所有権移転が2件です。1番から5番までは更新です。更新案件については、氏名

議 委 員	<p>と期間、10a 当たり金額のみ説明とします。</p> <p>1 番、さんからさん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、「田」11,000 円です。</p> <p>2 番、さんからさん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、「畑」3,000 円です。</p> <p>3 番、さんからさん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、「田」5,600 円です。</p> <p>4 番、さんからさん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、「畑」3,000 円です。</p> <p>5 番、さんからさん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、「畑」1,000 円です。4 番、5 番ともさんから引き継いだ畑ですが、5 番は未耕作地だったところがあるため金額を低く設定しています。</p> <p>6 番、江部乙町 番、現況「田」59,205 m<sup>2</sup>、さんからさんへの新規賃貸です。期間は3年、10a 当りの賃借料は5,600 円です。これまで耕作していたさんが老齢、傷病により耕作できなくなったことから近隣耕作者のさんが耕作するものです。所有権移転の7番から8番については各あっせん委員より説明いたします。以上で説明を終わります。</p> <p>長 所有権移転申請番号7番について、滝川東地区あっせん常任委員会副委員長から説明をお願いいたします。</p> <p>員 7番、売り手さんから南滝の川 番、地目「田」3,981 m<sup>2</sup>の売渡のあっせんの申出が9月10日にありましたので、農事組合、耕作者さんに農地あっせんの申出を通知したところ、耕作者であるさんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を10月16日午前10時から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手さん、買い手さん、委員の出席は滝川地区7名、事務局2名の出席の中行き、あっせんは成立となりました。</p> <p>あっせん内容は、面積「田」3,981 m<sup>2</sup>、土地条件として水はけ悪く、条件は良くない、排水が道路に流れることがある。価格としては10a 当たり「田」20万円、総額796,200円となっています。附帯物件はあり</p>
-------------	--

議 長	<p>ません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。</p> <p>次に所有権移転申請番号 8 番について、江部乙西地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。</p>
委 員	<p>8 番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」9,627 m<sup>2</sup>、の売渡のあっせんの申出が 8 月 1 6 日にありましたので、農事組合、隣接地耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を 1 0 月 1 6 日午前 1 1 時 0 6 分から市役所 4 階 4 0 1 会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区 6 名、事務局 2 名の出席の中行き、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」9,627 m<sup>2</sup>、土地条件として左側が崖で影ができる、農地の形状も悪く、作業性が良くない。価格としては 10a 当たり「田」1 8 万円、総額 1,732,860 円となっています。附帯物件は江部乙町 番、「雑種地」2,020 m<sup>2</sup>、無償譲渡です。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。議案第 4 号貸借権設定 6 番及び所有権移転 7 番を除く 6 件について、質疑、意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了します。議案第 4 号貸借権設定 6 番及び所有権移転 7 番を除く 6 件について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 4 号貸借権設定 6 番及び所有権移転 7 番を除く 6 件については、原案のとおり決定といたします。</p> <p>次に貸借権設定申請番号 6 番については私の案件になるので議長を職務代理に引き継ぎします。</p>
又村職務代理	<p>議長を引き継ぎします。</p> <p>貸借権設定申請番号 6 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。</p>

	(委員14:33退室)
議長	貸借権設定申請番号6番について、質疑意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了いたします。貸借権設定申請番号6番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第4号、貸借権設定申請番号6番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員14:34入室)
又村職務代理	会長が戻りましたので、議長を退任します。
議長	議長を引き継ぎます。
	次に議案第4号所有権移転7番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員14:35退室)
議長	所有権移転7番について、質疑意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了いたします。議案第4号所有権移転7番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第4号所有権移転7番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員14:36入室)
議長	議事日程9番、議案第5号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説明員	議案第5号、現況証明願について説明いたします。今月は2件です。 1番、北滝の川 番、登記地目「田」、面積は1,169㎡。現況「宅地」として利用されています。所有者は、 さんです。先ほどの議案第3号で説明した農地の横になります。昭和58年に一般住宅を建てたものですが、地目変更がされないまま現在に至り、現所有者が相続しまし

	<p>た。現所有者は道外に在住し、今後ここで生活することはないため売買を考えており、現況証明願の届出となりました。現況については、備考欄のとおり3名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところでは、</p> <p>2番、江部乙町 番、登記地目「畑」、面積は1,995㎡。現況「宅地」として利用されています。所有者は、 さんです。昭和40年代に住宅等を建てたものですが、地目変更がされないまま現在に至り、申請者が所有している周辺農地と併せて処分を検討しているため今回の現況証明願の届出となりました。現況については、備考欄のとおり3名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところでは、以上審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 各 員	<p>長 説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり)</p>
議 各 員	<p>長 質疑、意見を終了します。議案第5号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。 (異議なしの声あり)</p>
委 員	<p>長 議案第5号については、原案のとおり決定とします。 議事日程10番、協議第1号、滝川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について意見を求めます。農政特別委員会委員長に説明を求めます。</p> <p>令和6年度、滝川市農業等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について、経過報告いたします。</p> <p>昨年度に引き続き滝川市長に提出するため特別委員会を開催し、審議を行って参りました。</p> <p>10月12日に農政特別委員会を開催しました。</p> <p>北海道農業会議作成の令和6年度農業政策・予算に関する要望書等を参考に事務局で令和6年度滝川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)を作成し、協議しました。</p> <p>協議書については、お手元にお配りしたとおりです。</p> <p>6つの項目で構成しており、</p>

議 長	<p>1 生産資材等価格の高騰対策～ウクライナ危機等による生産資材等の価格高騰の支援策について。</p> <p>2 農業生産基盤の強化と農地対策～農業者の負担軽減を含めた農業農村整備事業の予算確保と生産性と多様性の高い生産基盤を築くため、特に道営事業以外での市独自の基盤整備事業を推進について、地域計画の実現にあたり地域の実態に合わせた運用を行うこと。</p> <p>3 担い手への育成と経営支援対策の強化～新規就農者、人材育成を支援する事業の継続について、担い手の高齢化、後継者不足について農業経営を安定化させる後継者の育成や法人化や第三者継承の積極的な推進について、水田活用の直接支払交付金の見直しは地域の実情を反映した施策の推進。</p> <p>4 農業の活性化対策～家庭や学校における農業の理解、農業の役割を学ぶ環境づくりの推進</p> <p>5 その他の地域農業の発展に関する対策の拡充～近年農村地域で増加しているシカ、アライグマの被害についてその対策の強化。また、ヒグマについては駆除に向けた対策について。また近年増加している気候変化や自然災害については、事前の品種選定や栽培指導等の取り組み、災害後の迅速な対応とその後の支援について</p> <p>6 農業委員会組織の体制強化と予算確保～事務局体制が維持できるよう予算の増額・確保について。</p> <p>それぞれ内容としたところです。</p> <p>この他、各委員から意見や要望があれば口頭で伝えたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、意見書の提出は、11月28日（月）午前9時30分の予定です。以上、報告いたします。</p> <p>只今、委員長から説明があったとおり、すぐには意見が出せないと思いますので5分程度一読してください。暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">休憩 14時40分</p> <p style="text-align: center;">再開 14時45分</p>
-----	---

議 長	再開します。ひととおり目を通していただいたと思いますが、何か意見はありますか。文書化されていない部分でも口頭で要請できますので、意見等あればいただきたいと思います。
委 員	気になっていたのですが、意見書提出先の市長名に「様」はいらわないのですか。
説 明 員	今まで、この内容で毎年処理しておりましたが、確認します。
議 長	他にございませんか。
委 員	文書ではなく口頭でも構わないので、地域の道路用地、排水の状況について、地域の実態に応じた対応をお願いしたい。
説 明 員	2の(2)であげていますが、口頭でも対応します。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。協議第1号については、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	協議第1号について、原案のとおり決定とします。 意見書提出のスケジュールについて事務局より説明願います。
説 明 員	提出月日は11月28日火曜日13時30分から市役所5階、第一応接室で行います。参加者は、木幡会長、又村会長職務代理、畠山農政特別委員長、本元農地特別委員長の4役とさせていただきます。事務局からは私と副主幹の合計6名で提出をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。ただ今の件について、質疑意見等求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。意見書の提出当日は、私を含め4名の委員で滝川市農業委員会代表として出席しますので、当日よろしく願いします。  本日の議案については、以上でございます。その他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。

各 委 員	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事予定等について資料に基づき報告)
議 長	第5回総会は11月28日14時00分からということで決定します。以上をもちまして、第4回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(15:45)